

令和 2 年 11 月 25 日 開会

令和 2 年 11 月 25 日 閉会

令和 2 年（2020年）第 7 回

## 紀北町議会（臨時会）会議録

令和 2 年（2020年）第 7 回紀北町議会臨時会会議録

（ 第 1 号 ）

令和 2 年11月25日（水曜日）

令和2年（2020年）第7回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和2年11月25日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

令和2年第7回紀北町議会臨時会議事日程 令和2年11月25日（第1号）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第74号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第75号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	閉 会

令和2年（2020年）第7回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和2年11月25日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年11月25日（水）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	上野 和彦	財政課長	水谷 法夫
海山総合支所長	植地 俊文		

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	佐々木 猛
書記	久保 有謙	書記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 瀧本 攻

11番 近澤チヅル

議事の顛末 次のとおり記載する。

**平野隆久議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第7回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議におきましても感染予防の観点から議員、執行部ともマスクの着用を許可することといたします。

また、休憩時には議場の換気を行いますので、ご了承ください。

なお、傍聴者におきましても同様のご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

**上野隆志議会事務局長**

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和2年第7回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年11月25日（水曜日）、午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第74号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第75号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

以上でございます。

**平野隆久議長**

これより本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1

### 平野隆久議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 瀧本攻君

11番 近澤チヅル君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 平野隆久議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

---

## 日程第 3

### 平野隆久議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る11月18日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われ

ました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集に当たり、付議された事件は、人事院勧告関連の案件2件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

本議案の審議に当たっては、会期を1日と決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第4 議案第74号から日程第5 議案第75号の2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜りまして厚

く御礼を申し上げます。

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第74号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告等に伴い、一般職の職員の期末手当を引き下げることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。会計年度任用職員につきましては、人事院勧告等に伴う改正などを実施する場合は翌年度からの適用とすることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### 平野隆久議長

続いて、議案第74号及び議案第75号の内容説明を求めます。

上野総務課長。

#### 上野和彦総務課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第74号についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第74号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月25日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

人事院勧告等に伴い、一般職の職員の期末手当を引き下げることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

本年10月7日に行われた国家公務員に対する人事院勧告により、令和2年12月の期末手当の支給割合を0.05月引き下げ、1.25月分とすること。また、令和3年度以降についてはこの

0.05月の引下げを平準化し、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分にするとする勧告が行われました。これを受け、政府では11月6日に給与法改正案を閣議決定し、同日にこの法案を臨時国会に提出し、今国会での成立を図るとともに、地方公務員については各地方公共団体において適切に対応し、必要な措置を講ずるよう要請が行われています。また、三重県におきましても、三重県人事委員会から期末手当について同様の引下げが勧告されております。

これらのことを踏まえ、町といたしましても一般職及び現業職の職員に係る期末手当の支給割合を人事院勧告に準じて引き下げるため、今回所要の改正をしようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

これは一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するための改正文であります。第1条が令和2年12月の期末手当の支給割合を改正するもので、第2条が令和3年以降の6月及び12月の支給割合を改正するものであります。

改正内容につきましては新旧対照表で説明いたします。

3ページをお願いいたします。

これは、本条例の第1条関係に係る新旧対照表で、右が旧条例、左が新条例で、下線部分が改正箇所になっております。第25条第2項で定める期末手当の支給割合を100分の130から100分の125に改めるもので、支給割合0.05月の引下げを反映したものであります。同条第3項は、再任用職員の期末手当の支給割合を定めたもので第2項の改正に伴う引用部分の改正であり、再任用職員に係る支給割合に改正はございません。

2ページにお戻りください。

附則により、第1条は公布の日から施行するとしており、令和2年12月支給の期末手当には、100分の125の支給割合が適用されることとなります。

4ページをお願いいたします。

これは、本条例の第2条関係に係る新旧対照表であります。

第25条第2項で定める期末手当の支給割合について、まず改正条例第1条で100分の125に改正したものをさらに令和3年度以降の期末手当について支給割合0.05月の引下げを6月と12月で平準化し、100分の127.5に改正しようとするものであります。同条第3項は、第1条関係と同様、再任用職員の期末手当の支給割合を定めており、第2項の改正に伴う引用部分の改正であります。

2ページにお戻りください。

附則の第1項ただし書により第2条は令和3年4月1日から施行するとしており、これにより令和3年度以降の6月及び12月の期末手当には100分の127.5の支給割合が適用されることとなります。

議案第74号の説明は以上でございます。

#### 上野和彦総務課長

続きまして、議案第75号についてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第75号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀北町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月25日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

会計年度任用職員については、人事院勧告等に伴う改定などを実施する場合は翌年度からの適用とすることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

会計年度任用職員は令和2年度に新たに始まった任用制度で、関係条例を整備するに当たり、給与等の取扱いについては人事院勧告等に伴い一般職の給与改定があった場合などには会計年度任用職員についても見直しを行うこととし、また、その見直し後の給与等については原則翌年度の任用から適用するとしております。

このたびの人事院勧告に準じた一般職の期末手当の支給割合の改定に伴い、会計年度任用職員の取扱いを精査したところ、職員に準じてこの12月から引き下げることになることから原則である翌年度の任用から適用するため、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

6ページをお願いいたします。

これは紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するための改正文であります。

改正内容につきましては新旧対照表で説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第14条はフルタイムの会計年度任用職員、第24条はパートタイムの会計年度任用職員に係る期末手当について定めたもので、どちらも一般職の期末手当を定めた給与条例第25条から第27条を準用する規定であります。

今回の改正は14条第1項の準用を規定した部分の次に後段として、また、24条第1項中の「この場合において」の次にそれぞれ新たに条文を追加し、新条例では、一般職の給与条例を準用する会計年度任用職員の期末手当の支給割合については、会計年度任用職員が任用された年度の4月1日時点の支給割合を適用しようとするものであります。

ここで6ページにお戻りください。

附則により、この条例は公布の日から施行するとしており、これにより令和2年12月支給の期末手当については100分の130の現行の支給割合が適用され、令和3年度の6月と12月の期末手当の支給割合は議案第74号の第2条関係で改正される100分の127.5が令和3年4月1日時点の支給割合となり、この支給割合が適用されることとなります。

議案第75号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 平野隆久議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

---

#### 日程第4

#### 平野隆久議長

日程第4 議案第74号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

先ほど説明がありましたが、今回の一時金です、全協でも私たちの一時金のところで説明がありましたが、今回、期末手当のところから0.05引き下げることなんですけれども、

一時金の引下げは10年ぶり、過去6年間は少しずつ上がっていったんです。そのときは、勤勉手当から上がったときは上げていたんですけれども、今回期末手当から引くという。勤勉手当というのは人事評価ですか、そういうものが任用されるという性格を持っておりまして、紀北町では一律でその差はないということで、そのことは評価したいんですけれども、今回、国の人事院勧告が期末手当から引くということで、生活給という考えでいけば、職員の皆さんの生活給としての一時金の価値が薄くなるのではないかと私は思うんですが、どのように判断されて認識されているのか、お伺いいたします。

**平野隆久議長**

上野総務課長。

**上野和彦総務課長**

ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに期末手当は、生計費を補充するための生活補給金との性格を有するものでございます。勤勉手当につきましては勤務成績に応じて支給される性格を有するものということで、今回人事院のほうでは、その両方を併せたものについて民間との差について比較をされ、公務員のほうの分が0.05月引き下げるという結果となっております。これにつきまして、全体としての引下げを期末手当を引き下げるか、勤勉手当で引き下げるかというところの判断でございまして、勤勉手当については成績等に応じて支給される部分でございまして、今回人事院のほうとしてはそちらではなくて、どちらで引き下げるかという場合に期末手当のほうで引き下げたということでございまして、特に勤務成績等を反映させた部分について、今回さわる予定はなかったと認識しております。

以上です。

**平野隆久議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

説明はしていただいたんですけれども、紀北町としてそのことに対してどのように考えておられるのかということをお尋ねいたしました。そこのところをお答えいただきたいのと、先ほど説明の中で、国は人事院勧告に対して適切に対応するよという指導があつて、県からもそういう指導があつたということなんですけれども、そうしますと、必ず人事院勧告を守れという、下げることを認めよという対応ではないと思うんですけれども、紀北町はそれをこのように判断されたわけなんですけれども、コロナ禍の中で初めて経験する中で、住

民はもちろん大変でしたけれども、町長をはじめ職員の皆さんも大変な苦勞をされた今年の全体の奉仕者としてのお仕事だったと思います。その中で、特に介護とか、医療はここは公立のがないのであれなんですけれども、5万円国から支給手当がされているんですよね。そして、一方で一時金では0.05か月分人事院勧告は下げよとする。上げよというのと下げよというのと、G o T oキャンペーンみたいな感じなんですけれども、それに対して労働組合のほうともどのように話されたのか、その結果、これが適切であると感じられたのか、説明をお願いします。

#### 平野隆久議長

上野総務課長。

#### 上野和彦総務課長

今回の引下げにつきましては、やはり先ほども申し上げたように、民間との差を調整するというのでございますので、確かに職員のほうもコロナに対する対応とか大変な部分があったとは思いますが、その分については勤勉手当を引き下げるとことは行っておりませんので、この部分についての配慮はあったのかなというふうに考えております。

民間との調整の中で引き下げなければならない部分については期末手当で引き下げたということございまして、町としましても、こちらにつきましては職員組合等との調整もさせていただき、職員組合につきましては引き上げるときには完全実施を要求されているということもございますので、今回引下げに当たっても、特にこれに対する異論はいただいております。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

労働組合に異存はなかったということなんですけれども、一般的に、一時金が下がったら、誰でも人間はモチベーションというんですか、上がらないと思うんです。今こそ、コロナのときで大切なときに、皆さんも頑張っておられると思うんですけれども、多分下がるだろうというのは誰もが予想される人間の本質的なところだと思うんですけれども、それに対してどのようにモチベーションを下げないような方策を取られるのか、お伺いします。

#### 平野隆久議長

上野総務課長。

## 上野和彦総務課長

職員組合のほうの中で、過去、人事院勧告については適切に対応させていただいておりまして、引き上げるときは引き上げる、引下げのあったときにはそれに準じて引き下げるといふことで、それは民間の部分の状況を職員も十分理解した上で対応させていただいているものと思っております。

職員のモチベーションにつきましては、この給料だけではなくて全体を見ながら対応していきたいと考えております。

以上です。

## 平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

近澤チヅル君。

## 11番 近澤チヅル議員

議案第74号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

今回、人事院勧告があったということですが、人事院総裁談話の中でも、困難な業務であっても誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対して心からの敬意を表すると言っておられました。なのに、一時金を今回削減するわけで、紀北町においても大変な中での削減は理解し難いことです。

そして、適切に対応しているとは思えません。国や県の適切に対応するということに真摯に向き合っていないように思います。公務員の賃金引下げにより、全ての労働者の賃下げにつながります。消費税増税や、この新型コロナの危機の中で、マイナスの勧告は地域経済にも大きな影響を及ぼします。

そして、今、正規職員は数が減り、大変な中で仕事をされております。正規職員を増やすような勧告はコロナ禍にもありませんでした。でも、紀北町にとってそのことは大きな問題だと思い、この一部改正の条例に賛成することはできません。

以上の点で反対いたします。

## 平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第74号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

**平野隆久議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第5

**平野隆久議長**

次に、日程第5 議案第75号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

先ほど、説明を受けました。

今年度から会計年度任用職員の制度ができて、一般職の方が人事院勧告で確定があった場合、会計年度職員は来年から適用するという部分があったんですけども、給料に関してはそうになっているのか、今回、一時金に対してはそうになっていなかったので変えるということなんですけれども、これは会計年度職員の制度の中でそうになっているのか、紀北町独自

の制度としてなっているのかどうか、お伺いたします。

**平野隆久議長**

上野総務課長。

**上野和彦総務課長**

会計年度任用職員につきましては年度を越えての任用というのはできませんので、4月1日から3月31日までということで任用させていただいております。その任用に当たっては勤務条件等を提示し、任用させていただくわけですが、4月1日からの任用に当たっては、原則人事院勧告等で給料が動いた場合にはそれを反映させたものを提示し、それに沿って任用させていただくということです。

今回、給与改定等をございませんでしたので、来年についてどうするかというのは連動して対応する原則人事院勧告に基づいた調整、見直しについては必要ないかなというふうには思っておりますけれども、全体の給料体系等を勘案して業務等の内容を精査し、見直ししなければならない部分については見直しを行った上で3月定例会で提案させていただき、4月1日から適用させていきたいというふうに考えております。これは毎年同じような対応をさせていただくということになるかと思っております。

以上です。

**平野隆久議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

詳しい説明は今あったんですけども、私が聞いたのは、この制度で全体の会計年度任用制の制度でなっているのか、紀北町独自としてこういう判断をしているのかというところをお聞きしたつもりなんです。お答えいただきたいと思えます。

そしてあと、先ほど期末手当は来年度からもこの条例を変えていくと言った中で、0.05か月分なんで100分の127になるという説明もありました。今回の人事院勧告は正規の職員に対してはそのような勧告がありました。再任用の方の一時金は変えないという勧告でしたね。そして、会計年度職員については何もなかったんですね。準じてというのをどういうふうにして取るかというところがあると思うんですけども、会計年度職員は期末手当しかないんです。そうすると、全体の中で0.05引くことになって、今でも正規職員と会計年度職員の給料というんですか、一時金も含めて差はあるんですけども、もっと今回それを実施することで差が開くことになると思うんです。そのことについても、先ほどの説明から決められた

理由というんですか、私はますます、本当は働き方改革で、人事院勧告の報告の中でも嘱託職員、臨時職員の給料については、もっと的確に手当を確保せよという報告もあります。その中で、余計開くような今回の提案ですので、そのところをどう考えているのか、お伺いします。

**平野隆久議長**

上野総務課長。

**上野和彦総務課長**

すみません、答弁漏れがございまして誠に申し訳ありません。

会計年度任用職員につきましては今年度から制度が始まったわけですが、従来からの嘱託職員の制度をそのまま引き継いでおります。給与体系の関係につきましては、従来からの嘱託職員のときから翌年度反映ということで対応させていただいてきて、今回もそれに準じた対応ということ、今後もそれに準じた対応をさせていただきたいと考えております。

また、期末手当の引下げについて、再任用職員の期末手当につきましては改正はございませんでしたが、これは職員と比較して最初からちょっと低いものになっておりますので、今回ないわけですけれども、会計年度任用職員につきましては、職員のほうとの調整の中で、期末手当、国のほうが法律の中で認めている手当としましては期末手当しか認めていないということもございまして、この期末手当を職員に準じた対応から外すと体系自体に支障が出てくる可能性がございまして、職員との関係等を考慮し、会計年度任用職員の給与体系についてもその体系を維持する中で守っていきたいということもございまして、今回職員に準じて引下げをさせていただくということでございます。

**平野隆久議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

職員と同じ均衡を保つためといいますけれども、先ほど、今の説明の中にもありましたように、会計年度職員は期末手当しかないんですね。その中から同じ率を引いたらますます差が広がるんですけれども、給与の差が。そのことについて、適切に判断してということなんですけれども、そのことを考慮してもう少し縮めようかという、そういうお話はなかったのかどうか、最後にお聞きします。機械的に決めたのではないかなという思いがあります。ますます会計年度職員と一般職の職員の差が開きます、これで。

**平野隆久議長**

上野総務課長。

**上野和彦総務課長**

一般職と会計年度任用職員の比較につきましては同じ率の引下げですので、差が大きくなるというふうには考えてはおりませんが、会計年度任用職員の給与体系等につきましては法律の中で定められたものでございまして、期末手当以外の手当については支給のほうに難しいということになっておりますので、それらを含めて会計年度任用職員の報酬、従来の賃金に当たりますけれども、こちらの決定に当たって、従来の賃金等と、それから職員のそういう部分の手当等もいろいろ考慮した上で会計年度任用職員の報酬について決定しておりますので、給与体系については職員とのバランスもある程度考慮しながら会計年度任用職員の給与体系について整備されているというふうには考えております。

今回の期末手当の引下げについては同じ率だけを下げますので、職員と大きく差が開いていくというようなふうにはならないと考えております。

以上です。

**平野隆久議長**

ほかに質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

**平野隆久議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

**平野隆久議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

**平野隆久議長**

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これで令和2年第7回紀北町議会臨時会を閉会といたします。

(午前 10時 04分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 11 月 30 日

紀北町議会議長

平野隆久

紀北町議会議員

瀧本 攻

紀北町議会議員

近澤チヅル